

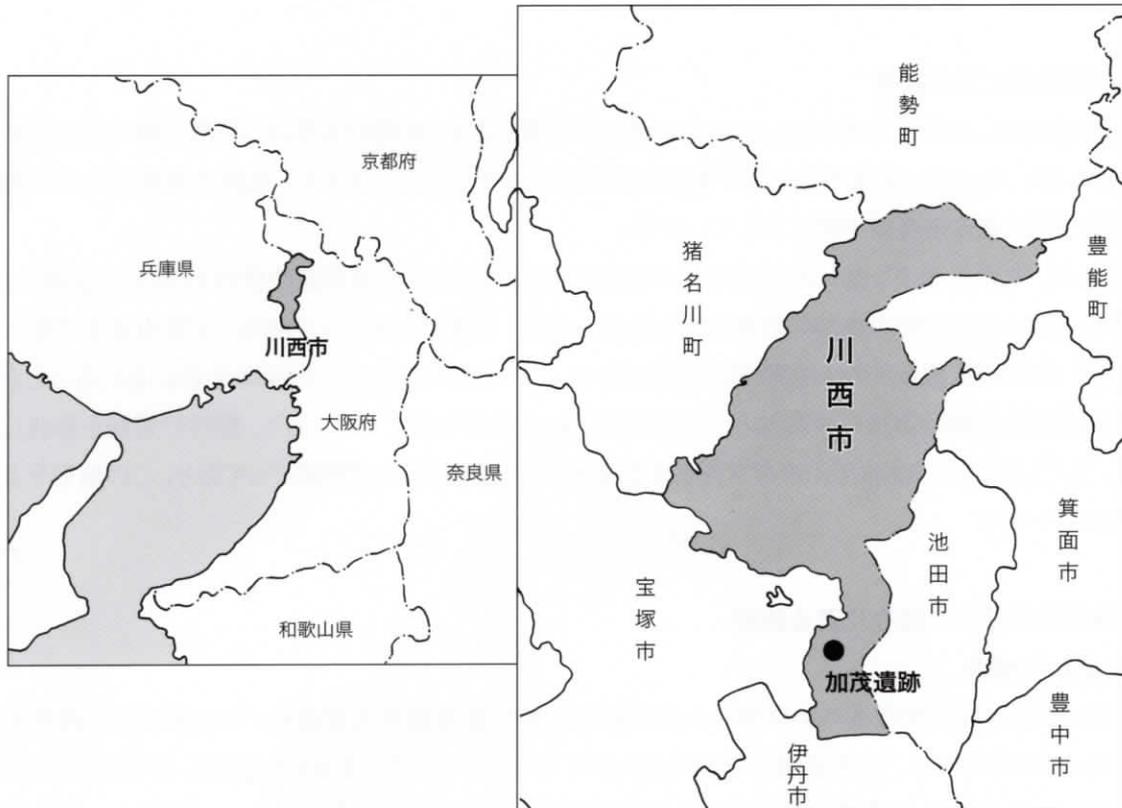
# 史跡加茂遺跡

保存活用計画書

概要版



平成 28 年 3 月  
川西市教育委員会



第1図 川西市と史跡加茂遺跡の位置

## 例 言

1. 本書は、川西市教育委員会が平成26・27年度に行った史跡加茂遺跡の保存活用計画策定に係る計画書の概要版である。
2. 本計画は、川西市教育委員会が主体となり、史跡加茂遺跡史跡等保存活用計画策定委員会の助言を得て策定した。
3. 本計画策定事業は、平成26・27年度文化庁の「史跡等保存活用計画等策定費国庫補助」を受けたものである。
4. 本計画の策定に当たっては、文化庁記念物課、兵庫県教育委員会文化財課の指導・助言をいただいた。
5. 本書の作成は、川西市教育委員会教育推進部まなび支援室社会教育・文化財課があたった。

# 第 I 章 史跡加茂遺跡の概要

## 1. 計画策定に至る経緯

加茂遺跡は、兵庫県の南東部、川西市の南部に位置します。市域の大半は、北摂山地の中を南流する猪名川に沿った山地・盆地等からなり南北に細長い形状を呈していますが、遺跡の所在する市の南部だけは阪神間に広がる西摂平野に面しています。

遺跡は、北摂山地より流れ出た猪名川の西岸に形成された沖積地西側の伊丹台地上に立地します。伊丹台地は、西摂平野中央部に形成された洪積台地で、近隣の伊丹市・尼崎市・宝塚市域まで及んでいますが、遺跡の位置はその北東端部に該当します。この地点は、台地の突端状地形にあたることから、遺跡の東側と北側は周辺の沖積地との比高差約20mの急峻な崖となっており、独特の景観を形成しています。また、崖の裾には北方山中を水源とする猪名川の支流最明寺川がめぐっており、この地形をより際立たせています。

## 2. 遺跡の発見から現在に至る経緯

### (1) 遺跡の発見

明治44年(1911)、加茂遺跡の立地する台地東側崖裾で最末期式大型銅鐸「栄根銅鐸」が偶然出土しました。この時点では、加茂遺跡の存在は知られていませんでした。大正4年(1915)、池田師範学校に勤務していた笠井新也が鴨神社周辺の畑地で多量の弥生土器・石器の散布を初めて発見し、以後多数の研究者・郷土史家が遺物採集に訪れました。

昭和11年(1936)、資料の散逸を危惧した地元の宮川雄逸が自宅を改造して自らの採集資料を展示する宮川石器館を開館し、多くの研究者や一般の人々が見学に訪れました。

### (2) 発掘調査の始まり

昭和27-29年(1952~1954)、関西大学・関西学院大学が初めての発掘調査を実施。調査成果は、昭和43年(1968)に『摂津加茂』として報告され、約10ヘクタールの規模をもつ弥生時代中期を中心とした大規模集落として著名となりました。

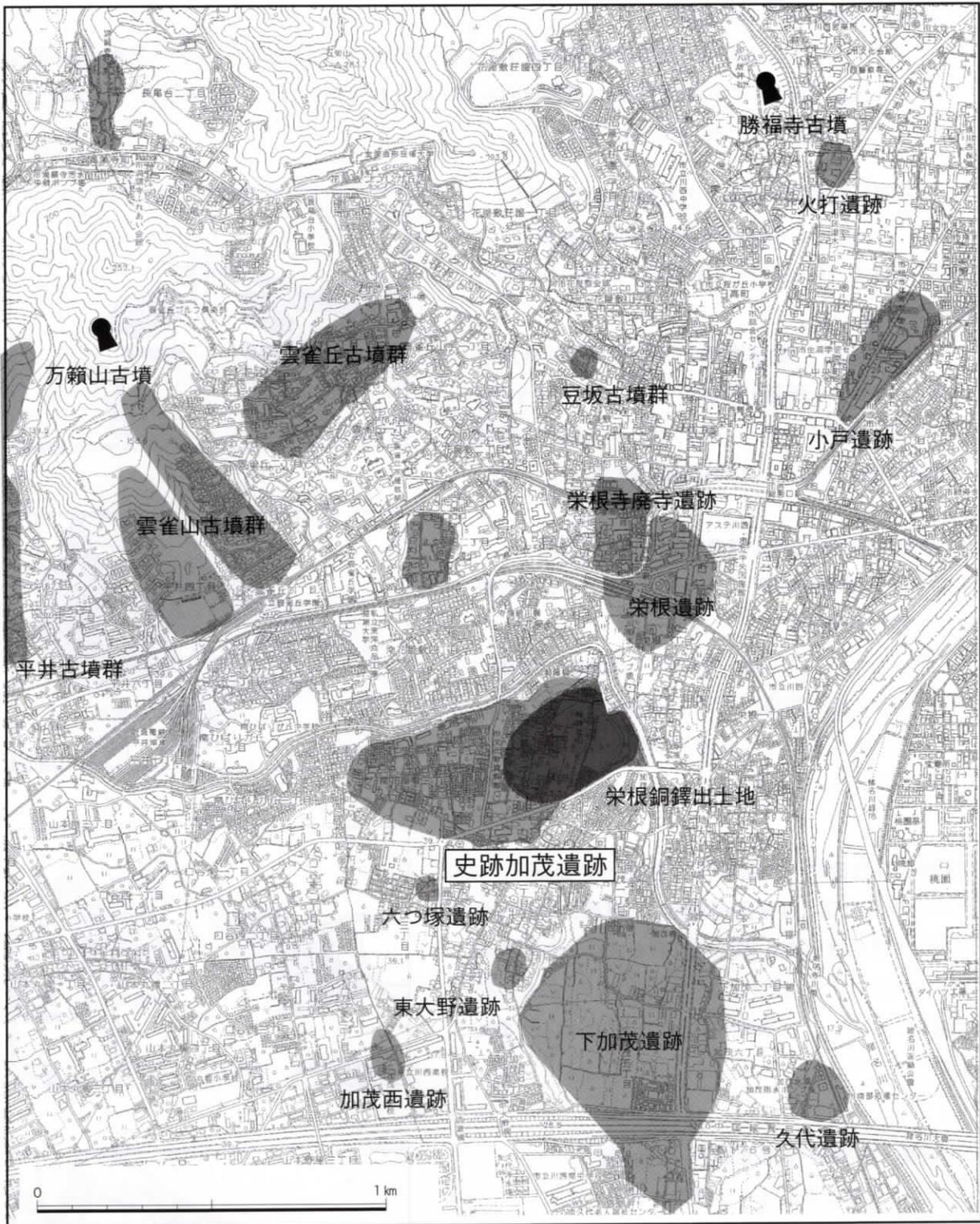
### (3) 緊急発掘調査の増加

昭和40年代から住宅開発が目立ち始めたため、市教育委員会専門職員による緊急発掘調査へ移行します。この結果、旧石器・縄文時代から奈良・平安時代に至る集落跡であることや、最盛期の弥生時代中期集落規模が約20ヘクタールにも及ぶこと等の実態が明らかになりました。

### (4) 重要遺構の検出と国史跡指定

平成4年(1992)、鴨神社北側の公有化済みの保護用地で弥生時代中期の方形区画を伴った大型掘立柱建物跡の検出、平成6年(1994)斜面環濠の検出等が相次ぎ、遺跡の重要性が増しました。

平成12年(2000)、鴨神社及び周辺が国史跡に指定され、平成23・27年にも追加指定を受けています。



第2図 史跡加茂遺跡の位置

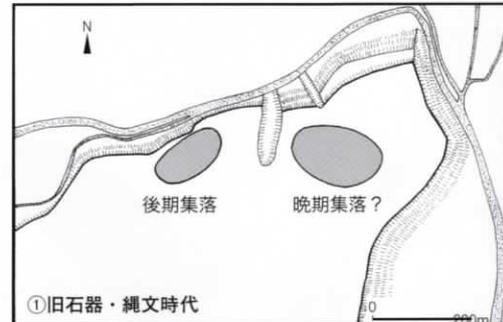
### 3. 遺跡の時期的変遷(第3図)

これまでのおよそ280次に及ぶ発掘調査成果により、弥生時代中期集落が約20ヘクタールの規模となり最盛期となりますが、検出遺構・遺物は旧石器・縄文時代から奈良・平安時代まで及んでおり、以下のような変遷をたどることができます。

#### (1) 旧石器・縄文時代(約2万年前～4千年前)

宮川石器館所蔵資料や発掘調査出土遺物にナイフ形石器等の旧石器がありますが、遺構は検出されていません。

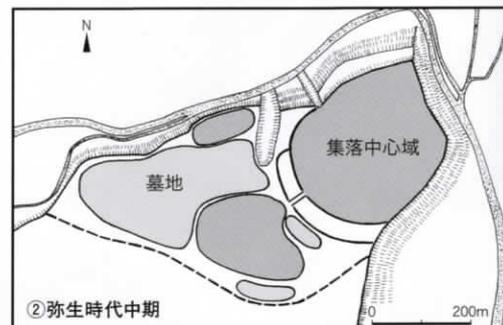
縄文時代には遺跡西部で小規模な後期集落が形成され、土坑・埋設土器等が検出されています。遺跡東部でも晩期の土器や石冠の出土があり、小規模な晩期集落が存在した可能性があります。



#### (2) 弥生時代中期(紀元前3～紀元前1世紀)

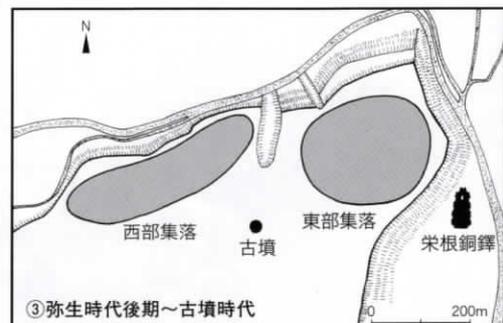
弥生時代前期の遺構・遺物は認められず、中期初頭に集落が現れます。

中期中頃から後半には、居住区と墓地を合わせて約20haの大規模集落となり、本遺跡の最盛期となります。居住区・墓地・環濠等から形成される集落構造が明らかになっています。



#### (3) 弥生時代後期～古墳時代(1世紀～7世紀)

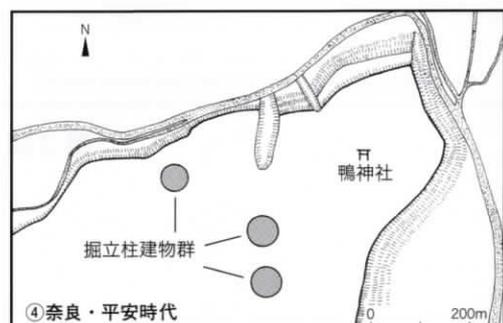
弥生時代後期には集落が縮小し、東西に分かれますが、東部集落はある程度の規模を保ち、栄根銅鐸との関係が考えられます。二つの小集落はこのまま古墳時代へ継続し、古墳時代後期には小円墳も営まれます。



#### (4) 奈良・平安時代(8世紀～10世紀)

掘立柱建物が散在する小集落が継続します。

延喜式内社鴨神社があり、カモ氏の居住が推定されます。



第3図 加茂遺跡の変遷

## 第Ⅱ章 史跡指定の状況

### 1. 指定に至る経緯(第4図)

昭和40～50年代、発掘調査の進展により加茂遺跡の価値が増しましたが、住宅開発が進んでいたため、川西市では文化庁・兵庫県教育委員会との協議の上、昭和52年国史跡の指定を受けて保存する方針を決定しました。遺跡の範囲は、約20ヘクタールの規模を有するものの、遺跡西部は方形周溝墓群が形成される墓地が主であり、すでに宅地化が進んでいることから、弥生時代中期集落の中心地となり環濠で囲まれる遺跡東部を保存計画範囲としました。

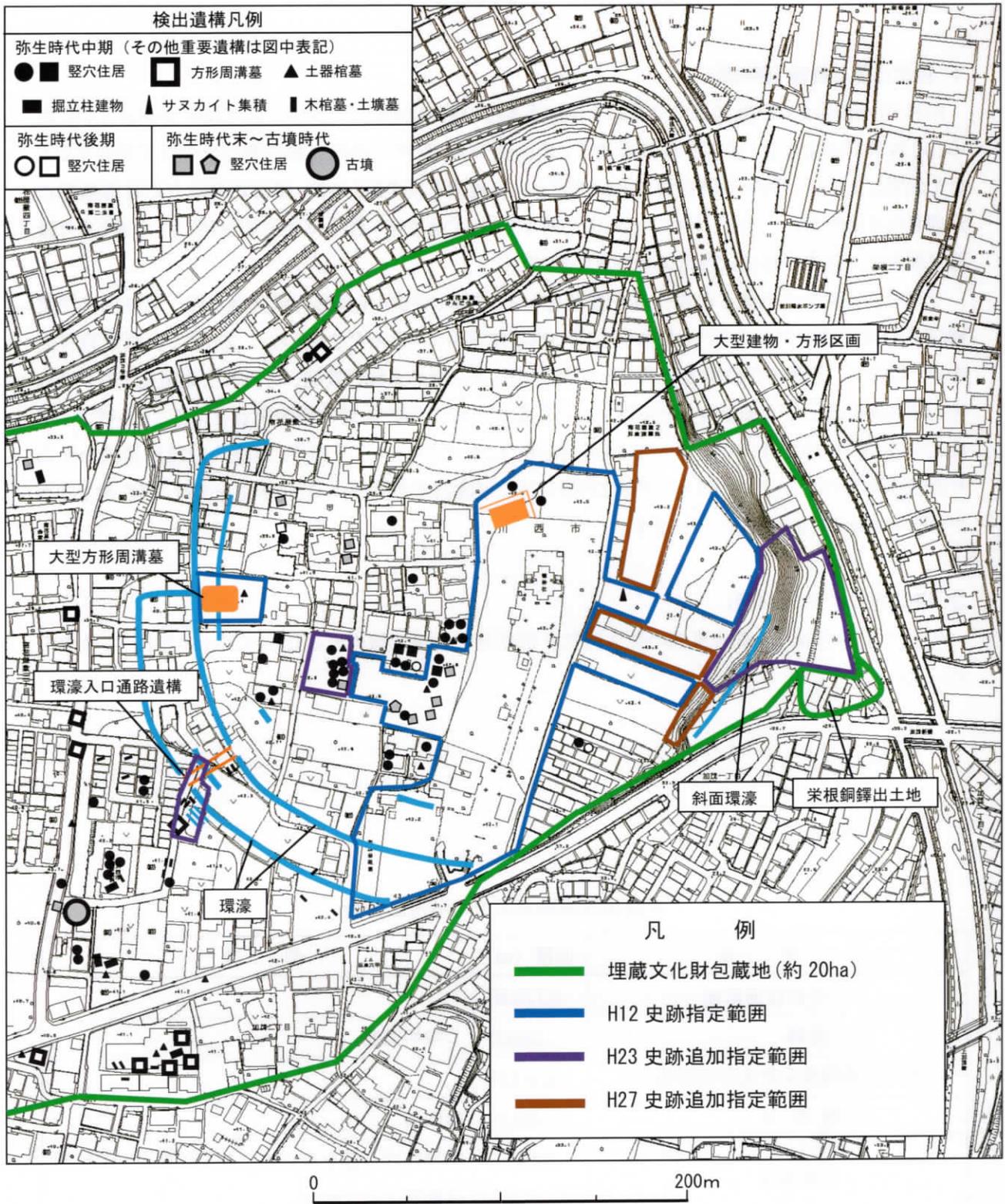
その後、史跡指定に至る準備作業が長期化しましたが、平成4年以降方形区画を伴う大型掘立柱建物跡等の重要遺構が検出され、集落中心域の構造解明もより進んだことから、文化庁、兵庫県教育委員会と協議し、当面の史跡指定対象地を鴨神社境内地とその東側の農地、川西市土地開発公社による先行取得地に絞って土地所有者と協議を行った結果、まとまった土地の指定同意を得ることができ、平成12年7月31日に約2.3ヘクタールの史跡指定を受けるに至りました。その後、環濠入口通路遺構の検出や農地所有者の指定同意に伴って平成23年2月7日、平成27年3月10日に追加指定を受け、現在約3.15ヘクタールの指定地面積となっています。

### 2. 指定地の状況(第4図)

現在史跡指定地は、遺跡東部の弥生時代中期集落中心域に該当する31,506.45㎡の範囲で、その内訳は次のとおりです。

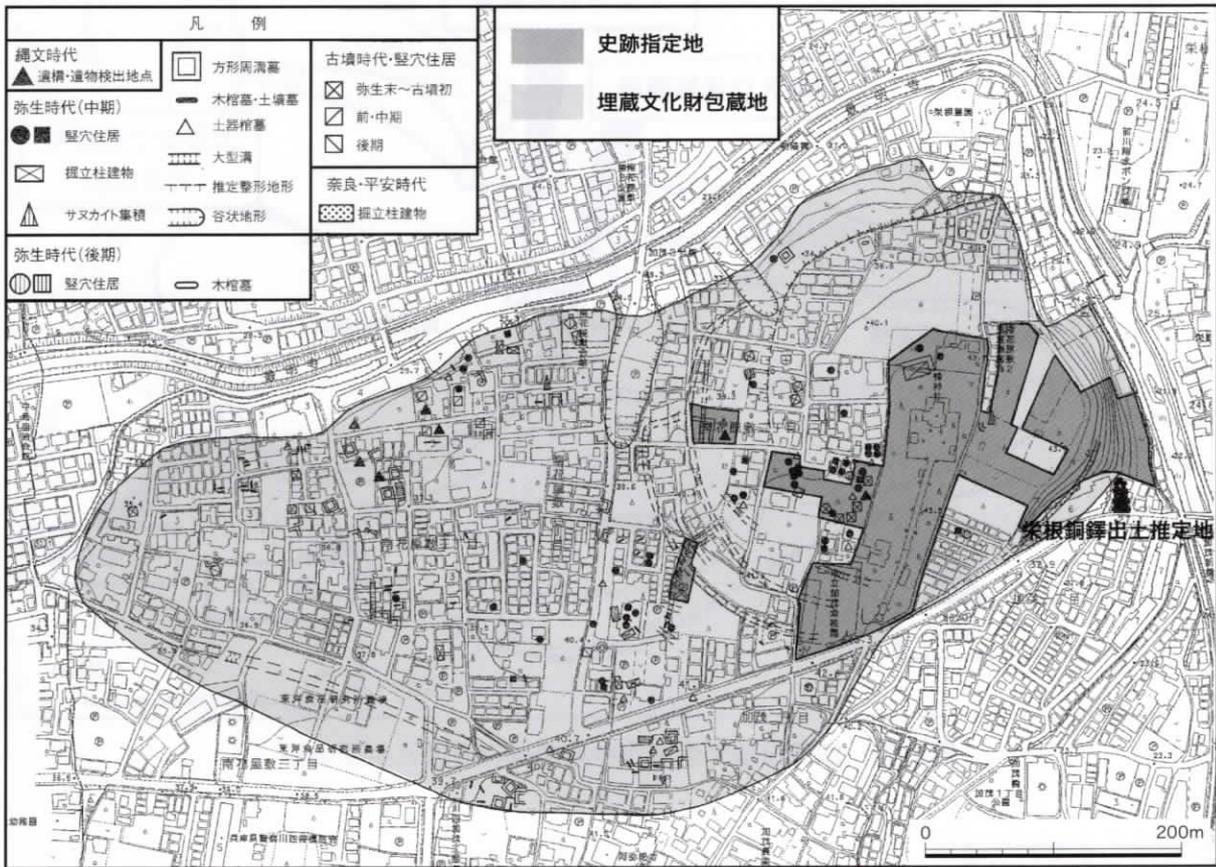
史跡加茂遺跡現況土地利用区分表

区 分		面積 (㎡)	備 考
川西市	史跡保護用地	5,175.40	
	道路	128.00	公衆用道路
川西市土地開発公社先行取得地		4,583.24	
鴨 神 社		12,588.15	境内地
公共施設		2,094.66	鴨神社の一部を市が市立加茂幼稚園・消防団格納庫として借地。
農 地		6,720.00	果樹園・畑等
宅 地		0	現在宅地の指定なし。
山 林		217.00	
合 計		31,506.45	



第 4 図 史跡指定状況図

### 第三章 史跡の価値

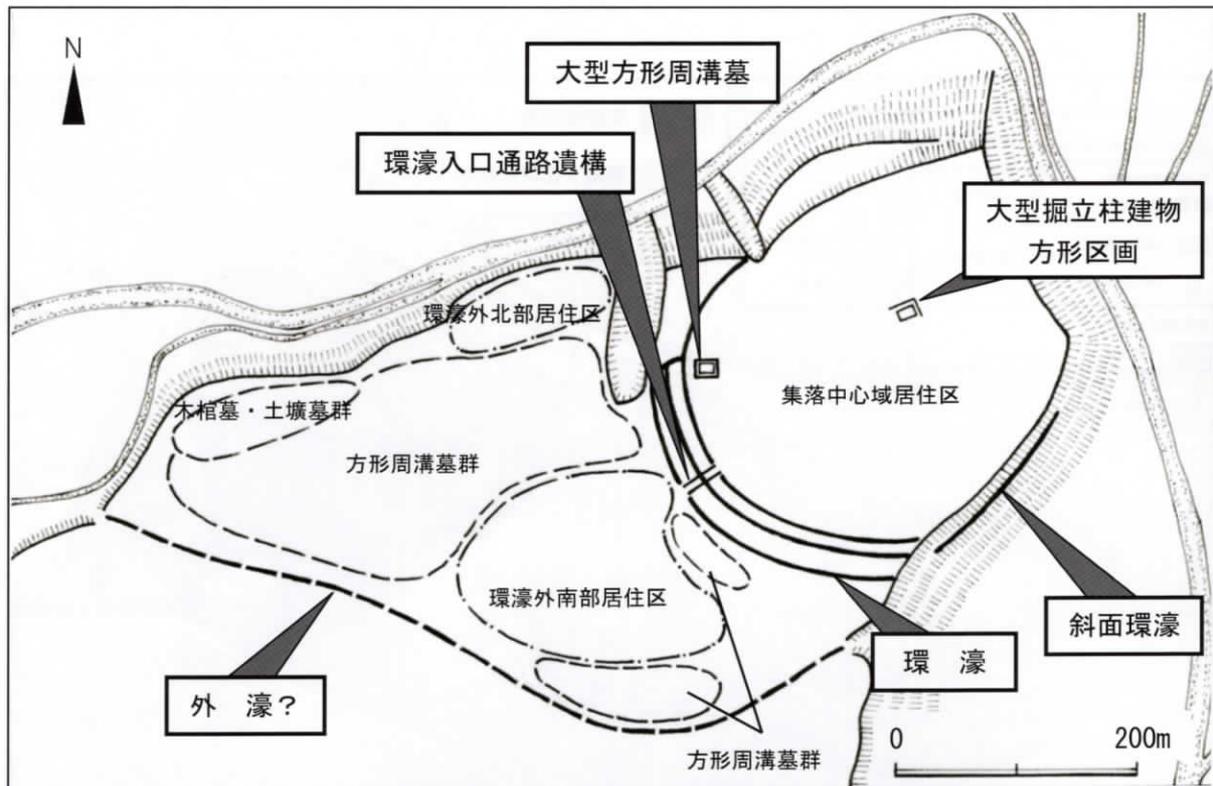


第5図 加茂遺跡遺構検出状況図

#### 1. 弥生時代中期集落の特徴 (第5・6図)

加茂遺跡の最盛期は弥生時代中期集落であり、これまでの調査で次のような特徴が明らかになっています。

- 大規模集落であること  
約20ヘクタールの規模をもち、近畿地方を代表する大規模集落です。
- 防御された集落であること  
台地上の立地に加え、環濠・斜面環濠等で集落を防御しています。
- 居住区の構成が明らかなこと  
環濠で囲まれた集落中心域居住区と環濠外の南・北居住区で構成されています。
- 墓地の在り方が明らかなこと  
主に西部に墓地が広がり、方形周溝墓群が形成されています。
- 弥生集落社会を考える上での重要遺構が存在すること  
方形区画を伴う大型掘立柱建物や、大型方形周溝墓等の重要遺構が検出されています。
- 地域の核となる拠点集落であること  
石器の生産や流通において、地域社会の拠点となる集落と考えられます。



第6図 加茂遺跡弥生時代中期集落の構成と主要遺構

## 2. 史跡の本質的価値

以上のような本遺跡の特徴より、次のような本質的価値をまとめることができます。

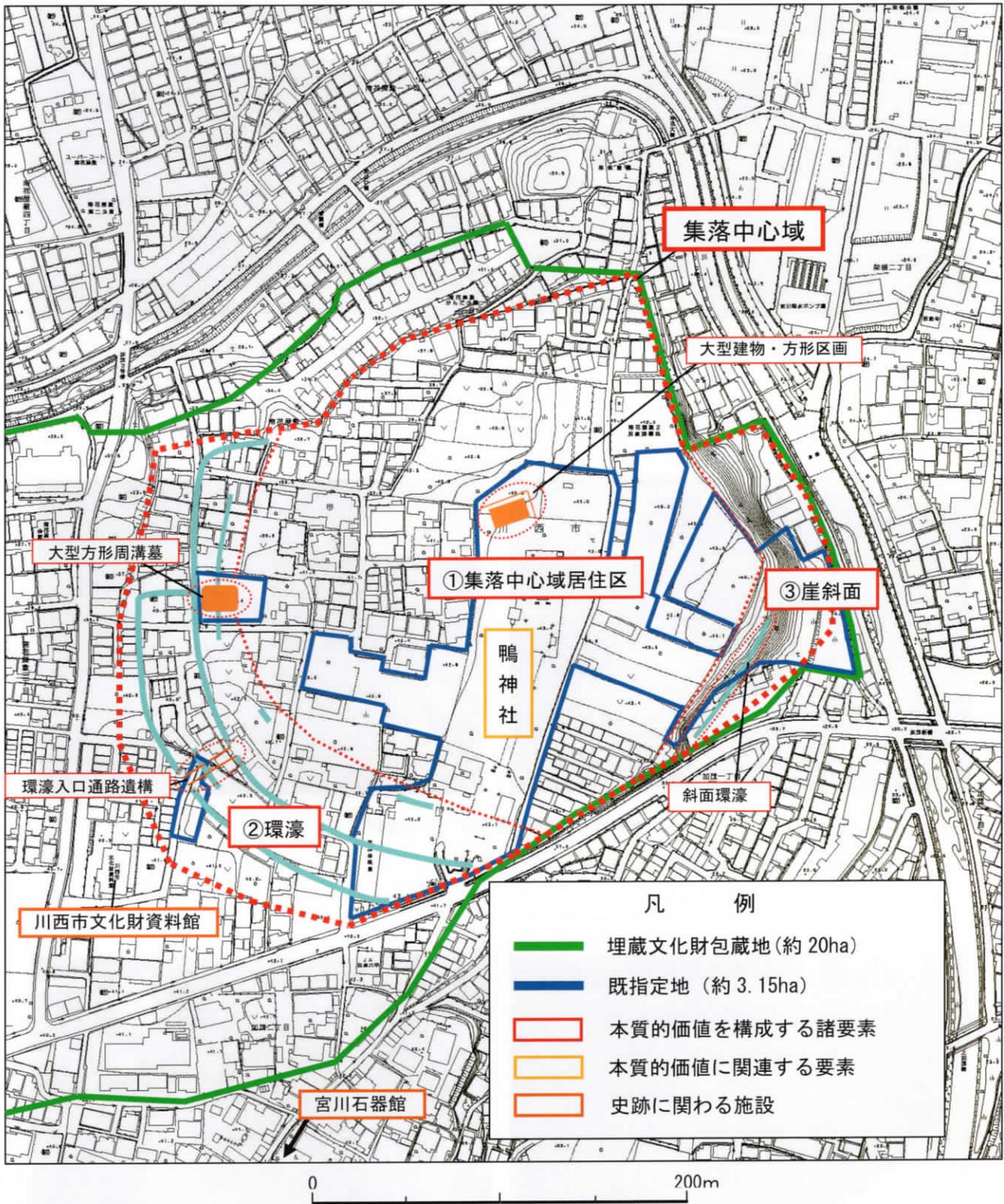
- 近畿地方を代表する大規模集落であり、構造的な防御性をもつこと。
- 弥生時代の文化・社会を解明するための貴重な遺跡であること。
- およそ100年前の発見以来の学史的な価値をもつこと。

## 3. 構成要素の特定

### (1) 本質的価値を構成する諸要素 (第7図)

上記の本質的価値を示す具体的な地形・遺構等の要素については、下記のとおり総体としては集落中心域であり、それを構成する諸要素として①～③に区分して抽出することができます。

集落中心域	①集落中心域居住区 集落の中心居住区であり、大型建物等の中心施設が存在する。
	②環濠 集落中心域を南・西側から数条の環濠で囲み、防御する。
	③崖斜面 本史跡の象徴的な地形環境で、斜面環濠もあり、高い防御性を示す。



第7図 史跡の本質的価値を構成する諸要素



方形区画を伴う大型掘立柱建物（第117・125次調査）



大型方形周溝墓（第31次調査）



崖斜面及び斜面環濠（第138次調査）



環濠（第145次調査）



環濠入口通路遺構（第234次調査）

本質的価値を構成する要素となる遺構

## (2) 本質的価値に関連する要素

### 鴨 神 社

集落中心部に所在する延喜式内社で、本史跡の景観上象徴的な存在となっています。



## (3) 本質的価値を構成する以外の要素

### 畑地・宅地・公共施設・道路等

現在の史跡指定地内には、畑地・公共施設・道路があります。公共施設は、市が鴨神社より借地する市立加茂幼稚園と消防団格納庫です。

## (4) 史跡に関わる施設・文化財(第14図)

### ①宮川石器館

昭和11年(1936)に開館した加茂遺跡発見初期からの著名な私設資料館です。

### ②川西市文化財資料館

加茂遺跡のほか市内遺跡発掘調査資料の整理・収蔵・展示を行い、体験事業も実施しています。

### ③近隣遺跡・文化財

加茂遺跡に近接する市南部には、栄根遺跡・勝福寺古墳等の古代遺跡が多く分布します。



## 第Ⅳ章 保存管理

### 1. 保存計画区域の設定(第8・9図)

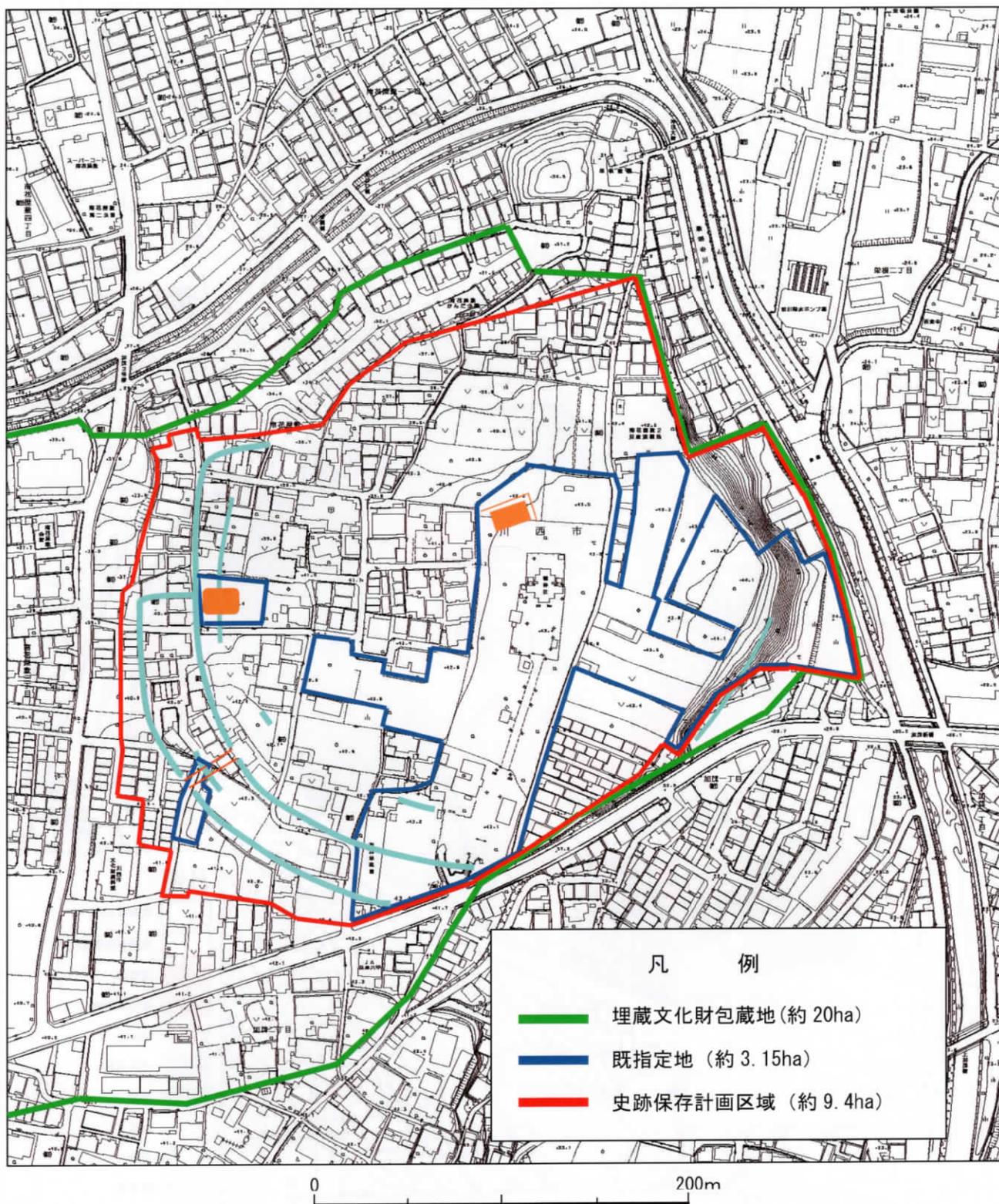
環濠に囲まれた弥生時代中期集落中心域を保存計画区域とし、その区域は第8図のとおりとします。保存計画区域の面積は約9.4ヘクタールで、このうち既指定地は約3.15ヘクタール、今後追加指定を要する土地の面積は約6.25ヘクタールとなります。

### 2. 既指定地の保存管理

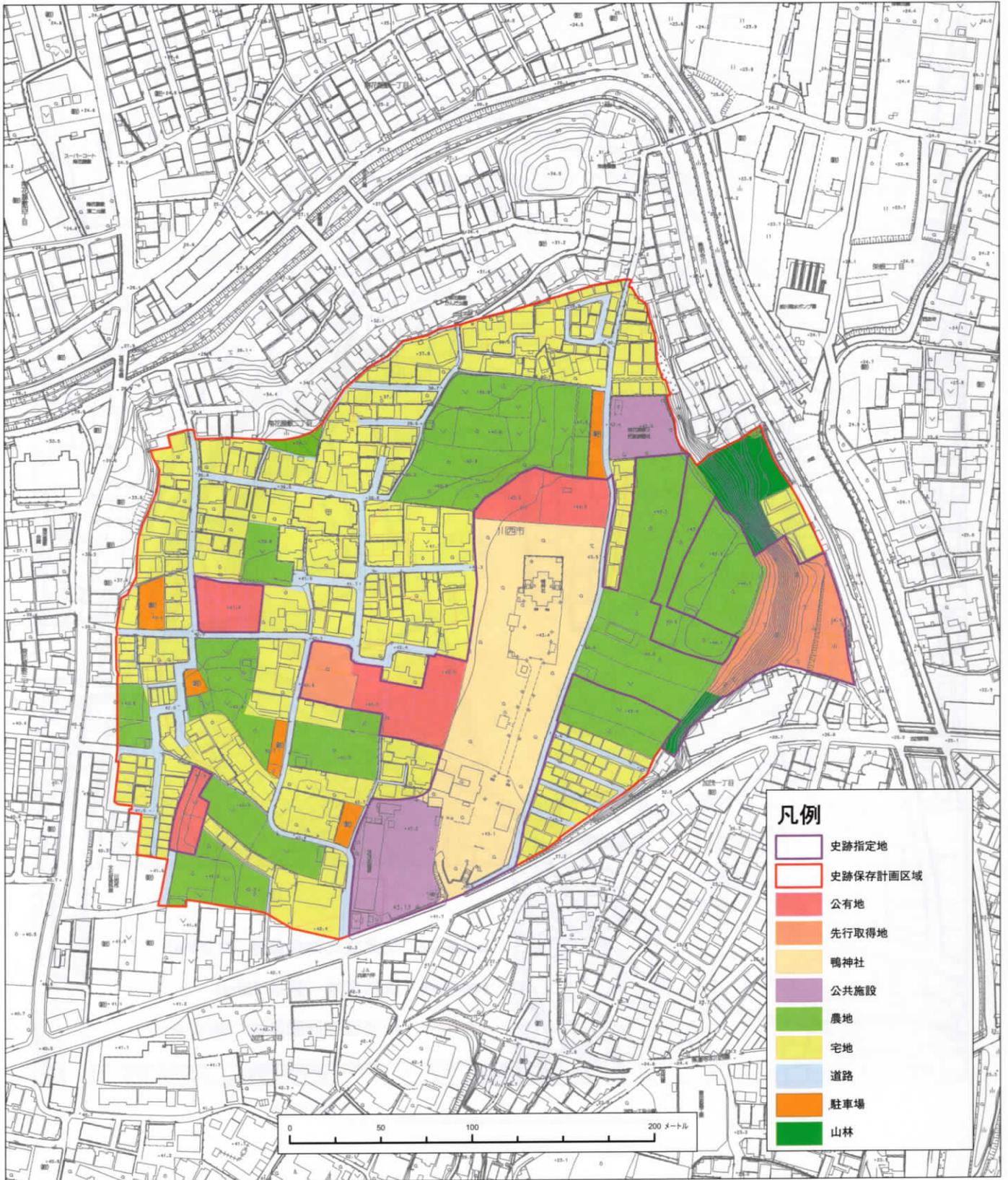
区 分	保 存 管 理 方 針
公有地	公有化した史跡指定地として保存管理を行い、今後の史跡の整備・活用に向けて備える。
鴨神社	社殿・社叢林等現在の環境を維持していただく。今後、社殿等の増改築や祭礼に伴う日常的な仮設物設置等が予想されるが、現状変更申請について鴨神社と協議・検討する。
公共施設	鴨神社所有地において市が借地する市立加茂幼稚園については、移転計画があるが、移転後は史跡指定地の活用整備方針に合致した土地利用を図る方向で鴨神社と協議・検討する。
農地・山林	所有者には現状を維持し耕作等を続けていただく。土地所有者との協議を行い、公有化を図る。

### 3. 追加指定を要する区域の保存管理

区 分	取 り 扱 い 方 針
農地・山林 (駐車場・公園)	【追加指定前】 これ以上住宅を増やさなため、短期的に追加指定を受けるよう協議を進める。
	【追加指定後】 所有者には現状を維持し耕作等を続けていただく。土地所有者との協議を行い、公有化を図る。
宅 地	【追加指定前】 軒数が多く短期的な対応が困難なため、当面は埋蔵文化財包蔵地としての取り扱いとする。追加指定の協議は、中長期的に進める。
	【追加指定後】 所有者には現状を維持していただく。地下遺構に影響を与えないことを必要に応じて発掘調査で確認の上、現状変更を申請して許可を得る。中長期的に土地所有者との協議を行い、公有化を図る。
公共施設	道路及び電柱・水道管・下水道管・ガス管については、当面は住宅地の中で必要なものであるため、追加指定及び公有化を進めるなかで検討する。



第 8 図 史跡保存計画区域設定図



第9図 史跡保存計画区域現況土地利用状況図

## 第V章 活 用

### 1. 史跡の公開・活用

常時一般来場者に対応できるよう、見学やガイド方式、環境等を整備するとともに、史跡活用を活性化するための特定期間開催のイベント等を計画します。

### 2. 本市及び近隣地域との文化財活用の体系化・連携

川西市における歴史・文化財の主要構成要素である「加茂遺跡と古代遺跡群」・「多田源氏と中世仏教文化」、「多田銀銅山と里山」の3本柱の一つと位置づけ、見学ルートやガイド方式を確立します。

### 3. 学校教育における活用

小中学校の歴史・郷土史学習の内容に合わせ学習できるよう、プログラムを提示することにより、学校における活用を図ります。

### 4. 社会教育施設における活用

市内外の社会教育諸施設との連携を行い、古代史・郷土史学習の場として活用します。

### 5. 大学・研究機関との連携

弥生集落や史跡保存活用分野の調査研究において、大学の専門学科や研究機関と連携することにより、行政と大学相互の質を高めます。

### 6. 文化財の枠以外の活用

将来的に本市を代表する広大な史跡公園の実現が予想されることから、市民の憩いの場や観光の核となるような活用を視野に入れます。



加茂遺跡 弥生のムラ スタンプラリー



川西市文化財資料館子ども考古学教室



第 10 図 川西市内の遺跡・文化財群

## 第Ⅵ章 整備

### 1. ゾーニングと整備方針(第11・12図)

史跡の本質的価値を整理すると、史跡保存計画区域を8ゾーンに分けることができます。

また、本史跡の保存過程は長期化が予想されるため、整備可能な箇所から短期的整備を進めるのが妥当です。

ゾーン名		整備方針等
A	環濠ゾーン	環濠の表現を行う。計画される市立加茂幼稚園跡地については、短期的整備を協議する
B	環濠入口ゾーン	環濠入口通路遺構の表現を行う。一部公有化済みであり、短期的整備を検討する。
C	崖斜面・斜面環濠ゾーン	斜面環濠の復元を検討する。眺望が良いため、展望施設を検討する。
D	弥生のムラ中心ゾーン	弥生のムラの中心地をイメージした竪穴住居等の復元を検討する。
E	竪穴住居群ゾーン	竪穴住居の復元を検討する。公有化済みの土地において、短期的整備を検討する。
F	弥生の原ゾーン	弥生時代の広大な原のイメージで整備を行う。整備後のイベント開催用地として適切である。
G	大型建物・方形区画ゾーン	方形区画を伴う大型掘立柱建物の復元を検討する。公有化済みの土地において、短期的整備を検討する。
H	大型方形周溝墓ゾーン	公有化済みの土地において、大型方形周溝墓の短期的整備を検討する。

### 2. 史跡に隣接する施設

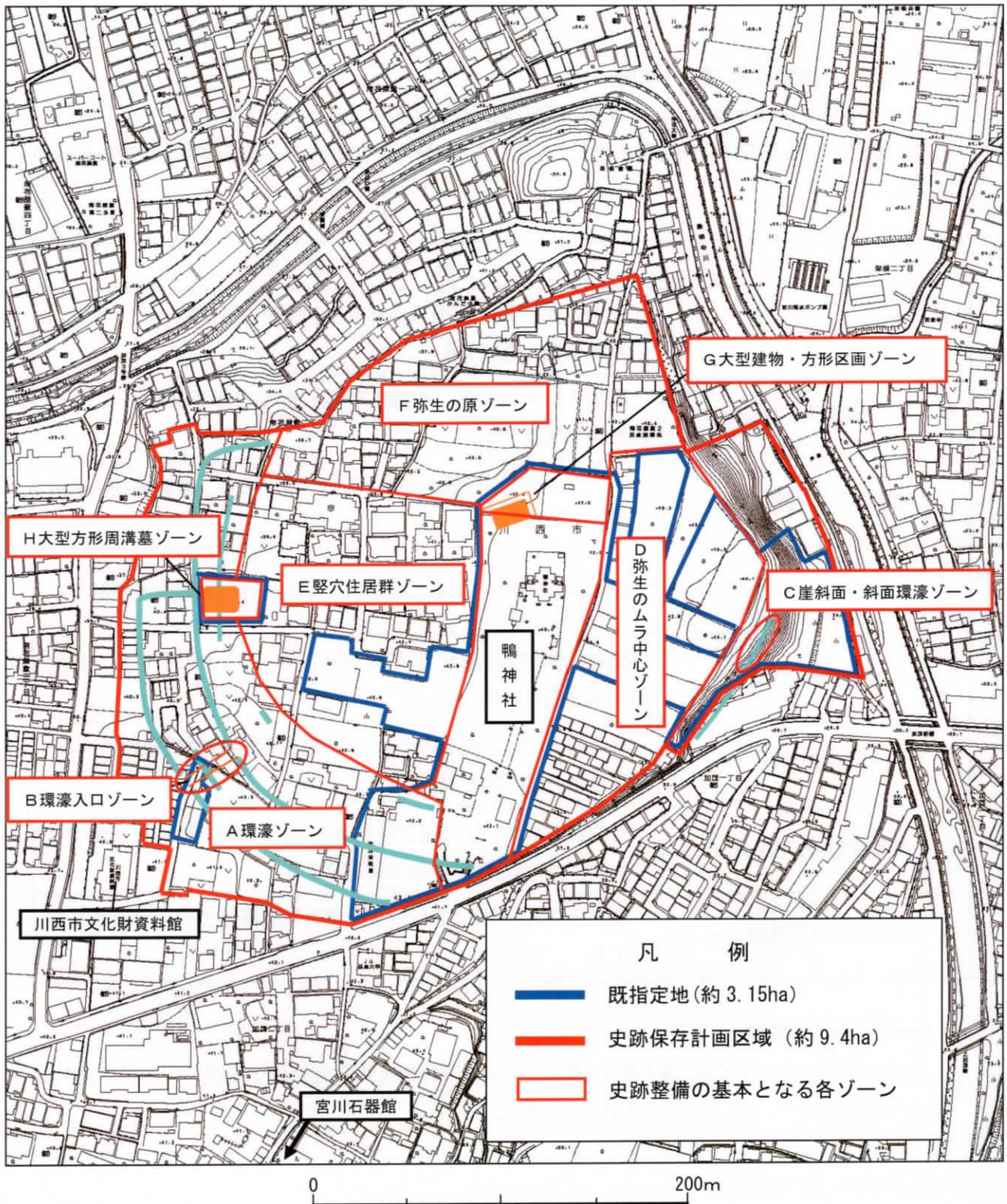
史跡の整備にあたっては、ガイダンス施設としての川西市文化財資料館と学史的に重要な宮川石器館も構成要素として位置づける必要があります。

### 3. 整備を行う上での留意点

短期的整備を行った場合、現状では隣接して多数の住宅と併存する状況が続くと考えられます。このため、フェンス設置による夜間の立ち入り制限や防犯・防災対策等十分な配慮を行う必要があります。

### 4. 整備計画

今後史跡整備にあたっては、別途史跡整備基本計画を策定して整備を進めます。



第 11 図 史跡整備に係るゾーン設定図



第 12 図 史跡整備イメージ図

## 第Ⅷ章 運営・体制の整備

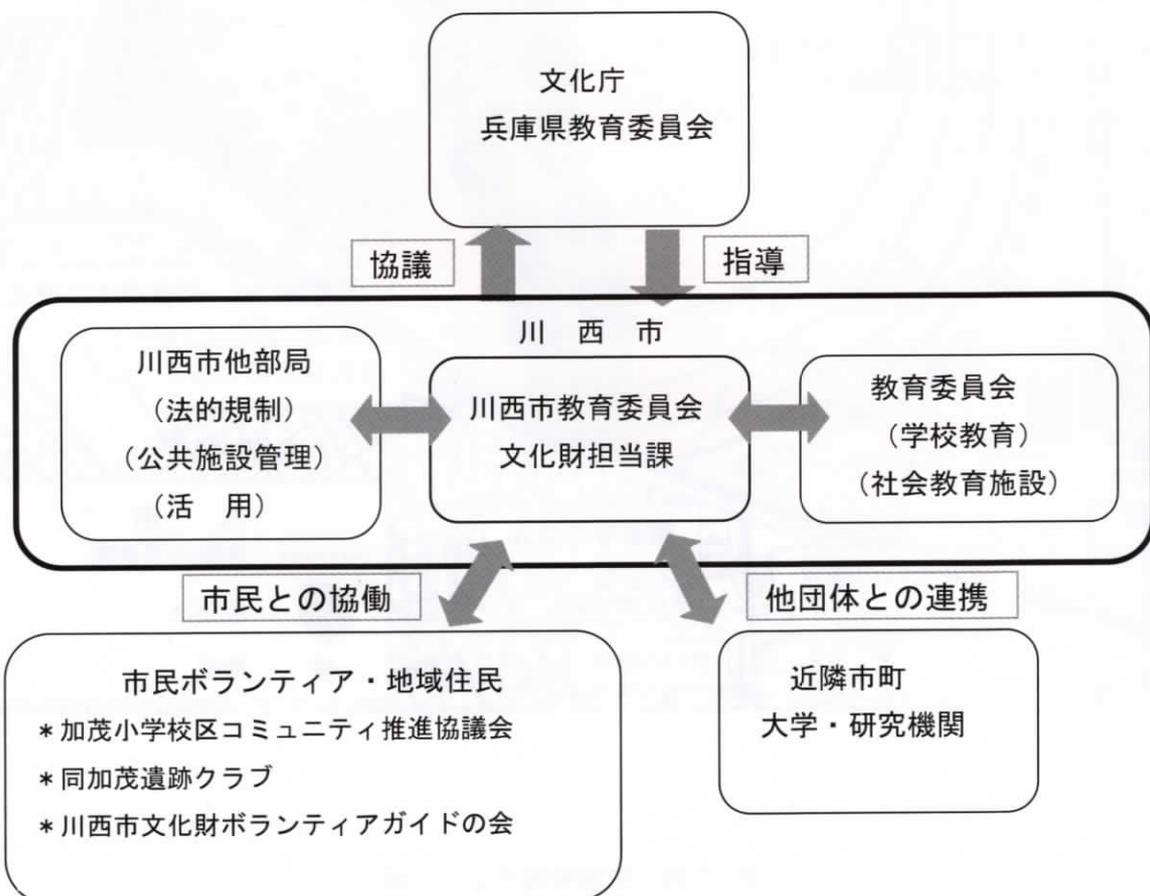
### 1. 体制

川西市教育委員会文化財担当課(社会教育・文化財課)では、埋蔵文化財専門職員を適正に配置する等体制を充実し、史跡の保存管理・活用・整備の実施にあたります。

### 2. 運営

川西市教育委員会文化財担当課(社会教育・文化財課)が史跡の保存管理・活用・整備の運営にあたります。

しかし、活用面では社会教育的観点から市民・地元住民がその一員となる主体的な参加が望まれます。また、当面は住宅が多く併存し、将来的には広大な史跡整備地の公開・活用事業の展開を視野に入れると、地元住民団体の理解や協力に加えて積極的な参加が望まれます。



史跡加茂遺跡  
保存活用計画書  
概要版

発行日 平成28年3月31日

編集発行 川西市教育委員会

印刷 Aプランニング